

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 39 年 4 月に A 市から B 市へ引っ越してきたときに、隣に住む町内会長に勧められて、妻と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に支払っていたと記憶している。申立期間に係る妻の保険料は納付済みとなっており、当該保険料については領収書もある。

昭和 41 年には工場と自宅を購入するだけの収入があったため、妻が自分の分だけ納付し、私の分を納付しなかったとは考え難い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和 40 年度以降、60 歳に至るまでの期間について、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金への切替手続を行った際に生じた 1 か月の未加入期間を除くすべての期間、国民年金保険料を納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、「国民年金保険料は、妻がいつも二人分を一緒に支払っていた。」と供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録により申立人及びその妻の保険料納付日が確認できる昭和 61 年及び 62 年の納付状況を見ると、両者の保険料納付日が同じである上、申立人が所持している妻の領収書により、申立期間における申立人の妻の国民年金保険料は 41 年 3 月に過年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月及び同年3月

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和49年2月及び同年3月についての納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納付できない。

申立期間中は、地元納付組織の当番の人が保険料を集金に来ていたので、その当番の人に保険料を預けていた。私自身は、自宅にいないことが多かったため、夫の母親か夫に、集金当番の人へ保険料を渡してもらうよう依頼していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き昭和36年4月の国民年金制度開始時から国民年金被保険者期間に係る国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も制度開始時の同年4月から60歳に到達するまで、申立期間に該当する期間を含め国民年金保険料をすべて納付していることから、夫婦共に国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間直前の昭和49年1月までは納付済みであり、申立期間中もそれ以前と比較して生活状況に大きな変化は認められないことから、2か月分だけ国民年金保険料を納付しない特段の事情はうかがえない。

さらに、地元納付組織の集金担当者に国民年金保険料を預けたとする主張は、申立期間当時の当該町における国民年金保険料の取扱いと合致しており、申立内容に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から59年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間について保険料は還付済みであるとの回答を受けたが、納得できない。昭和50年3月に国民年金に任意加入し、昭和58年度分保険料も同年4月に1年分を前納したにもかかわらず、同年9月28日に資格喪失となっており、申立期間当時の預金通帳を見たところ、同年11月25日に保険料を還付されていることが分かった。

しかし、私には国民年金被保険者の資格を喪失する手続きをした記憶は無く、もちろん還付を受けた記憶も無い。申立期間当時は経済的にも安定しており、還付を受けなくてはいけないような生活状況ではなかったし、被保険者の届出に基づき、いったん納付した保険料が還付されるという制度があることも知らなかった。

何らかの間違いによる還付だと思われるので、申立期間の国民年金保険料納付記録を復元してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料を58年4月に前納していることは、申立人から提出のあったA市が発行した領収書及び社会保険事務所が保管する特殊台帳により確認できるものの、同台帳によると、同年9月28日に被保険者資格を喪失し、納付済みとされていた申立期間に係る国民年金保険料を還付決定した旨の記載がある上、申立人の夫名義の当時の預金通帳に、申立期間の保険料額が同年11月25日に社会保険事務所から振り込まれていることが確認でき、この還付手続に特段不自然な点はない。

また、申立人が所持している年金手帳により、昭和58年9月28日に被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、申立人は、昭和58年度の保

険料を前納しており、申立人から国民年金被保険者資格喪失届書が提出されない限り、行政側から喪失させることは考え難く、当該還付が誤ってなされたものであることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。